

担当課名	クリーンセンター
案件名	ポンプ類修繕
案件の概要	ポンプ類の修繕を実施
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 8 年 2 月 5 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	1,210,000 円（うち消費税 110,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 8 年 3 月 31 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、ポンプ類の修繕を実施するものである。</p> <p>ポンプ類は、クリーンセンター内で排出される汚水を処理工程で次槽へ送水するのに使用しており、処理水再利用するためには必要なものである。</p> <p>ポンプ類が経年劣化により送水能力が低下しているため修繕を実施するものである。</p> <p>ごみ焼却処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、ごみ焼却施設の運営を行いながら、また、安全性の確保もしながら修繕を進めていかなければい。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>